○中部地方整備局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十三日　中部地方整備局長　塚原　浩一

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
名古屋市熱田区六番二丁目一一九番から同市熱田区六番一丁目一一二四番まで	前	三二・五〇～三二・六〇メートル
	後	三二・五〇～五二・七〇メートル
		〇・〇七六キロメートル

㈣　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十三日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	名古屋市熱田区六番二丁目一一九番から同市熱田区六番一丁目一一二四番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月十三日

○中部地方整備局告示第百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十三日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十一号	岐阜県不破郡垂井町字不帰八二六番一から同町字不帰八二〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月十三日

○九州地方整備局告示第百八十七号

大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第四十六条第一項の規定により本整備局長において実施中の熊本県道の特定災害復旧等道路工事は次のとおり完了するので、大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第十七条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十三日　九州地方整備局長　増田　博行

路線名	工事区間	工事完了の期日
熊本高森線	熊本県阿蘇郡西原村大字小森字桑鶴二一八三番一〇から同村大字鳥子字俵山三五九九番一まで	平成二十九年十二月十三日
〃	熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子字俵山三五九九番三地内	〃

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充
外務大臣河野太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十二月八日）

○経済産業大臣臨時代理
国務大臣　小此木八郎
経済産業大臣世耕弘成海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　小此木八郎
内閣府特命担当大臣世耕弘成海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を命ずる

○国土交通大臣臨時代理
同　齋藤　健
国土交通大臣石井啓一海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　林　芳正
内閣府特命担当大臣松山政司海外渡航不在中内閣府特命担当大臣（少子化対策担当、クールジャパン戦略担当、知的財産戦略担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を命ずる（以上十二月十日）

内閣府

宮原　秀夫
願に依り日本放送協会経営委員会委員を免ずる（十二月十一日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　森山　由孝
東京家庭裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局家庭局付を命ずる
東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　中出　明香
東京家庭裁判所判事補の兼補を免ずる
最高裁判所事務総局秘書課付を命ずる（以上十二月六日）

○官吏死亡
簡易裁判所判事吉田修は十一月十六日死亡

皇室事項

御祝電及び御答電

天皇陛下の即位の礼が行われた日を記念し、十一月十三日ヨルダン国国王陛下から天皇陛下へ御祝電を寄せられ、これに対し同月二十一日御答電を発せられた。

天皇陛下の即位の礼が行われた日を記念し、十一月十五日モロッコ国国王陛下から天皇皇后両陛下へ御祝電を寄せられ、これに対し十二月八日御答電を発せられた。

官庁報告

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、神奈川労働局の関係労働者を代表する者渡辺茂一の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年12月13日　厚生労働大臣　加藤　勝信

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、神奈川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。